

『東日本高速道路株式会社新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』

締結者の公募（説明書）

令和 3 年 5 月 13 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社長 水口 和之

次のとおり、協定締結を希望する者を公募します。

本件の協定締結を希望する者は、本公募（説明書）に基づき、応募申請書を作成し提出願います。

応募申請書を提出した者であって応募資格を有し、東日本高速道路株式会社新潟支社が選定した者と協定を締結します。

なお、本件協定締結の公募は、工事発注ではありませんので入札は行いません。

第 1 協定の概要に関する事項

- 1-1 名称 東日本高速道路株式会社新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定
- 1-2 目的 本協定は、東日本高速道路株式会社新潟支社が所管する道路、施設及び附属物等が地震、大雨等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合に、被害拡大の防止や被災箇所の早期復旧に必要な資機材、労力の確保、提供を目的とします。
- 1-3 当社協定締結者 東日本高速道路株式会社 新潟支社長
- 1-4 担当部署 東日本高速道路株式会社 新潟支社 道路事業部 事業統括課 防災担当
（住所）〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 新潟プラーカ 3（4F）
（電話）025-241-5231
- 1-5 協定内容等 別添に示す「東日本高速道路株式会社新潟支社所管施設の災害時等における災害応急復旧業務に関する協定書（案）」（以下、協定書（案）とする）のとおり
- 1-6 期間 令和 3 年 8 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
ただし、期間満了の 1 箇月前までに協定継続の意思確認協議を行い両者の合意ができた場合は期間を 2 年間として協定の更新を行うものとする。

第 2 応募申請に関する事項

2-1 応募資格

本件に応募することのできる者（以下「応募者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とします。

(1) 基準日（下記 2-2(1)に示す「応募申請書」の提出期限日をいう。以下同様）において、『令和 3・4 年度競争参加資格』の下記の①～③に示すいずれかの工事種別についてそれぞれ下記に示す条件を満たすこと。

工事種別

①土木工事 ②舗装工事 ③鋼橋上部工工事

①土木工事：競争参加資格の等級 B 以上でかつ、本社、支社等、災害時の応援拠点を新潟県、群馬県、長野県、富山県いずれかに有しているもの。

②舗装工事：平成18年度以降に元請として完成及び引き渡し完了した下記すべての工事实績を有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率が）20%以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、a)及びb)の施工実績は、同一工事において有する必要はない。

a)舗装施工面積20,000m²以上のアスファルト舗装工事

b)高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において交通規制（車線減少）を実施した工事（片側交互通行規制は可、通行止め、路肩規制、ランプ規制は不可）

本工事の競争参加資格においては、東日本高速道路株式会社が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ)東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ)上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

③鋼橋上部工工事：競争参加資格を有しかつ、本社、支社等、災害時の応援拠点を新潟県、群馬県、長野県、富山県いずれかに有しているもの。

(2)基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(1)に示す条件を満たす場合を除く）。

2-2 応募申請書の作成及び提出

応募者は、「応募申請書」（様式1）に必要事項を記載のうえ、次に示すとおり提出をお願いします。

- (1) 提出期限 令和3年 6月 10日（木）16：00まで
- (2) 提出場所 記1-4「担当部署のとおり」
- (3) 提出方法 持参または書留郵便等（郵便又は信書郵便又は信書（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項）のうち、受領署名又は押印を必要とする方法）
（提出期限内に必着のこと）

2-3 応募資格の確認及び協定締結者の選定

- (1)応募者から提出された応募申請書（様式1）に基づき、当該応募者の応募資格の有無について確認を行い、協定締結者を選定します。なお、協定締結者を選定されない場合もあります。
- (2)協定締結者は、希望する業務場所ごとに競争参加資格の総合点数にて連絡順位表を作成し、災害時には連絡順位表に基づいて要請を行います。その際、総合点数が同点の応募者につきましては抽選により順位を決定します。なお、上記連絡順位表については本協定を更新する際に併せて更新いたします。

(3) 協定締結者の選定結果及び連絡順位表については、令和3年7月中旬までに通知します。

(4) 別途、「東日本高速道路株式会社新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定書」の締結を行います。

第3 協定締結に関する事項

3-1 留意事項

記2-3において当社協定締結者が選定した者と協定の締結を行う際の留意点は次のとおりです。

(1) 業務場所は、別添の協定書（案）別紙『担当業務場所及び連絡順位表』に示すいずれかの場所を担当していただきます。なお、担当する業務場所は、東日本高速道路株式会社新潟支社が定めます。

(2) 業務場所については、同一担当期間内で複数の場所を担当していただく場合があります。

(3) 有事の際、被災状況によっては、担当業務場所以外の応急復旧業務を担当していただく場合もあります。

(4) 別添の協定書（案）第4条に示す協定書に定め応急復旧業務計画書（従事される担当者氏名、緊急連絡先、資機材の保有状況を記したもの）の提出がなされない場合及び協定書に定める事項に違反した事実が発生した場合は協定書を無効とする場合があります。

3-2 個別工事における取扱い

本件の協定締結を行った者については、東日本高速道路株式会社新潟支社が個別に発注する条件付一般競争の工事のうち、総合評価落札方式による工事において技術評価点の加点対象と致します。

第4 その他

4-1 協定の解除について

本協定締結期間中において、協定締結者が当社の競争参加資格等を満足しない状況となった場合、本協定を解除する場合があります。

4-2 追加公募について

協定の更新時期に併せて追加公募を実施する予定です。

4-3 問合せ先

本件手続に関する問合せは、下記の部署にて電話等により受け付けます。

(1) 問合せ先

東日本高速道路株式会社 新潟支社
道路事業部 事業統括課

（住所）及び（電話）記1-4に示すとおり

(2) 問合せの受付期間

公募開始から記2-2(1)に示す提出期限まで

(3) 問合せの回答

原則として電話等により問合せを受けた都度回答しますが、問合せの内容が本件公募内容全般に関する場合で、全ての応募者に関係する内容の場合は、その都度東日本高速道路株式会社のホームページでお知らせします

以上